

機関番号：13902

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～ 2010

課題番号：19730485

研究課題名（和文） イギリスにおける職業教育とシティズンシップ教育に関する歴史的研究

研究課題名（英文） Historical research on the vocational education and citizenship education in Britain

研究代表者

三時 眞貴子 (SANTOKI MAKIKO)

愛知教育大学・教育学部・講師

研究者番号：90335711

研究成果の概要（和文）：18 世紀イギリスの都市エリートが子弟に自らの後を継がせるため、あるいは都市エリートにふさわしい職に就くために職業教育（商人養成と専門職養成）を行いつつも、それだけではなく都市民としての責任（シティズンシップ）と洗練さを示すために教養教育を行っていたことを明らかにした。さらに 19 世紀後半において都市エリートがチャリティあるいは社会的安定のために、自らの社会的責任として行った貧困児童への職業教育に注目し、その実態を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In 18th century Britain, in order that the urban elites may make children inherit, or in order to take up a job suitable for the urban elites, vocational education (merchant training and professionals education) is performed. But not only that, in order to show the responsibility (citizenship) and respectability as urban elites, it was shown clearly that education in humanities was performed. I clarified the actual condition of the vocational education to the poverty child to whom the urban elite carried out as his social responsibility in the second half of the 19th century as a charity or for social stable.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,400,000	0	1,400,000
2008 年度	165,956	49,786	215,742
2009 年度	834,044	250,213	1,084,257
2010 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,900,000	449,999	3,349,999

研究分野：教育史

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育史 イギリス史 職業教育

1. 研究開始当初の背景

現在わが国では、何の教育・訓練も受けておらず就職もしていない若者、いわゆる N EET (Not in Education, Employment or Training) が社会問題となっており、早い段階での職業教育の必要性が強調されている。こうしたニートの問題は日本だけではなく、先進各国において深刻化している。イギリスにおいても、10年ほど前からニートの問

題が政府によって本格的に検討されるようになった。政府の政策の背景には、市民社会の形成が重要課題と認識された18世紀以降、長い間、人々の間に「市民社会に生きる職業人としての教育」の重要性が認識されてきたことがある。L. コリーや J. イニス が明らかにしたように、植民地の獲得を巡って各国と戦い、未曾有の経済的繁栄と都市化を経験していた18世紀イングランドにお

いて、「シティズンシップ」は社会にとって決定的に重要な問題として主張された。なぜならば、都市社会の中で経済的、政治的、文化的に主導的役割を果たしていた都市エリート（裕福な商人、医者、法律家、聖職者、都市ジェントリ）たちにとって、「国民」あるいは「市民」としての役割を明確にし、活動していくことは、社会を繁栄させるとともに、自らの社会的正当性を確立するために非常に重要であり、子弟に教育すべき必須の事項であったからである。

なかでも、社会的地位を確立していた専門職とは異なって、「お金を稼ぐこと」を生業にし、「市民社会」の中で社会的地位の正当性を主張しなければならなかった商人にとって、子弟が後を継ぐための「職業教育」と同様、イングランド社会の中でどう生きていくかを学ぶ「シティズンシップ教育」は重要なことであった。

2. 研究の目的

本研究の目的は都市の中で経済的、政治的、文化的に主導的役割を果たしていた都市エリートが、社会における責任と役割をどのように考えていたのか、市民たることを教える「シティズンシップ教育」が商人の「職業教育（教育機関での教育と徒弟修業）」の中でどのように位置づけられていたのかについて明らかにすることであった。

彼らが子弟の職業教育に対して非常に熱心であったことや「シティズンシップの教育」を強く主張していることが明らかにされている一方で、その実態について詳細に研究したものは少ない。しかしながら、18世紀社会の中で彼らが働く納税者として、社会における責任と役割をどのように考えていたのか、そうした「シティズンシップ教育」が商人の「職業教育（教育機関での教育と徒弟修業）」の中でどのように位置づけられていたのかについて明らかにすることは、18世紀の「職業教育」と「シティズンシップ教育」の実態を知るだけではなく、現在のわが国の職業教育を考える上でも学ぶべきことは多いと思われる。

18世紀イギリス史研究会がイギリスと日本でそれぞれ立ち上がるなど、近年、18世紀の都市行政や都市と国家との関係、都市エリートの社会活動に関する研究が国内外で盛んに行われている一方で、「都市エリート」として、あるいは新しい「市民社会」を担う人々としての彼らの教育に焦点を当てた研究は少ない。特に商人の教育に関しては、教育機関での教育と徒弟修業が別々に研究されているため、トータルな商人教育を捉えるのが非常に難しい状況にある。また、商人の徒弟修業に関しては、職人のそれと比較して実証的に明らかにされてい

ない部分が多い。

それに対して本研究は、18世紀の商人の教育を「教育機関による教育」と「徒弟修業」の両側面から、書簡等の手稿史料やギルドの報告書等をもとに実証的に明らかにする、初めての研究である。さらに、本研究の独創的な点は、当時の社会の中で重視されていた「シティズンシップの教育」が商人としての職業教育の中でどのように位置づけられ、教えられていたのかを明らかにし、かつそれらが一人の商人の中でどのような意味を持っていたのかについて実証的に明らかにする点である。

この「市民社会を生きる職業人としての教育」のあり様は、今日の日本の職業教育に大きな示唆をもたらすものであり、研究の意義は大きいと思われる。

3. 研究の方法

国内外の文献を収集し、整理する。現地イギリスでの文献調査を実施する。収集した文献資料をもとに研究し、成果を発表し、論文にまとめた。

具体的には、①当時の人々が「市民社会」あるいは「社会における責任と役割」をどのように考えていたのかを、ウォリントン・アカデミーに息子を送った陶磁器のウェッジウッド社の創設者であるJ. ウェッジウッドなど、18世紀後半から19世紀初頭を生きた商人の書簡等の手稿史料をもとに明らかにした。

①で明らかになった当時の人々の「市民社会」に対する考え方を踏まえて、商人養成の教育機関であるウォリントン・アカデミーにおいて「シティズンシップ教育」がどのように定義され、あるいは認識されていたのかについて、カリキュラムとアカデミーの議事録、商人にとって必須の知識であった「自然誌」の教師J. R. フォスターの講義ノートから探り、実際に、「職業教育」と「シティズンシップの教育」がどのような内容で、どの程度教えられていたのかについて明らかにした。

②当時、新しい社会階層として力をつけてきていた専門職に焦点を当て、専門職として必要な知識・技術と地域社会あるいは国家に対する責任がどのように教えられていたのかについて、当時の専門職養成全体の枠組みにウォリントン・アカデミーでの教育を位置づけながら検討する。

4. 研究成果

(1) 18世紀の専門職教育とシティズンシップ（社会に対する責任と役割）教育との関係についての研究に着手し、当時の専門職教育の状況について明らかにした。その成果は博士學位論文「ウォリントン・アカデミーに関

する歴史的研究－18世紀後半イングランドにおける都市エリートの教育」の第四章「学生の進路と専門職に向けての教育」にまとめられた。

専門職養成は、アカデミーが開校された当初は、商人養成コースとは異なるコースとして独立しており、その中では聖職者、法律家、医者養成が念頭におかれていた。しかしながら1767年の改革によって実業コースと専門職コースが廃止され、「知識に通じる道は同じである」という理念の下に、どの職業に就くにしる「有用な知識」を教える共通の基礎レベルのコースが提供されるようになった。専門職の中でも聖職者は特別のコースを設けられ、その他の知的専門職と実業家を目指す若者が同じコースの中で教えられることになった。これは、アカデミーを進学後、専門職に就くためにさらに教育機関や徒弟修業で学ぶことになる専門職志望の学生に対しては、職業に必要な知識・技術よりも将来の都市エリートとして必要な教養を身につけさせることが重要だと考えたからであった。もちろん、アカデミーに進学することと専門職に就くことが全く無関係であったわけではない。非国教徒聖職者志望の学生にとって、ほとんどの教師が非国教徒であったアカデミーで学ぶことは当然であったし、医者志望の学生は、最先端の医学・科学的知識の獲得を期待して入学していた。さらに従来、非国教徒アカデミーとグラマー・スクールや大学といった伝統的な教育機関は対立軸で描かれることが多いが、とりわけ国教徒聖職者と法律家志望の多くがアカデミーだけではなく、グラマー・スクールや大学に進学していたことから、アカデミーは彼らにとって伝統的な教育機関を含む多様な進学先の選択肢の一つであった。

(2) 都市エリートがチャリティあるいは社会的安定のために、自らの社会的責任として行った貧困児童への職業教育に注目し、その実態を明らかにした。その研究の結果を論文としてまとめ、『愛知教育大学研究報告』第60輯（教育科学編）に掲載した。

19世紀末当時、救貧児童の中には教育をほとんど受けていない子どもが数多くいたとはいえ、彼らの教育の場は、多様に存在していた。救貧児童が学んだ学校は、ワークハウス・スクールや、分離学校、地区学校、ボロ服学校、勤労学校、認定学校、公営基礎学校、慈善学校、日曜学校など多様であった。1861年に出されたニューカッスル調査委員会報告書で示されたいわゆる「貧民学校(pauper school)」と呼ばれた学校と生徒数を見てみると、院内救貧児童と院外救貧児童は区別されていないので、その内訳は分からないが、救貧法によって救貧児童の教育に責任を負

っていた教区連合の保護委員が救貧費を使って学校で学ばせたのは、主として院内救貧児童であったことがわかる。教区連合の会計簿を丹念に調査したロスによれば、院外救貧児童の教育費を救貧費で負担するようになるのは1850年代半ばからであり、1869年になっても、救貧費からの支出は15.2%に過ぎなかった。またここで挙げられた学校は国庫補助金を受給しているか、税金によって運営される「公的」な学校であり、ここに記載された学校以外にも、慈善学校や日曜学校など院外救貧児童が学んだ学校は存在しているので、この表ですべてを表しているわけではない。とはいえ、「公的」な学校だけでもいくつもの教育機関があったことが判る。

19世紀初頭から半ばにかけて、救貧児童を対象にした学校を設置する法律が次々に出されたが、その背景には子どもの貧困へのまなざしの変化があった。すなわち持って生まれた性根によって貧困に陥るのは当然であるという認識から、貧困層の子どもを教化し、社会に適合させることが社会全体にとって有益であるという認識に転換した。そのため、懲罰的な方法よりも、社会的な方法すなわち教育によって矯正されるべきだと考えられたのである。その結果、19世紀後半から末にかけて、一旦は、救貧児童の公営基礎学校への進学を奨励する機運が高まり、実際に救貧児童を公営基礎学校に進学させる教区連合は増加する。1861年には、救貧児童をボード・スクールに少なくとも数名、進学させた連合の数は30校であったが、1874年には98校、1883年には215校、1893年には397校と増加した。1907年に公営基礎学校で学ぶ救貧児童は17,785名にまで増加した。とはいえ、ホルゲイトの証言に見られるように、数が増加したからといって、公営基礎学校への救貧児童の進学が無条件で受け入れられたわけではなかった。

地域の人々や保護者、学校管理者も公営基礎学校への進学に難色を示していたとホルゲイトは証言している。例えば、地域の人々が反対しているのは、「子どもたちが貧民の子どもに特有の道徳的によろしくない何かに感染するのではないか」という気持ちを持って」いるためだと証言している。また「学校管理者が反対する場合、その反対は学校で学んでいる子どもの両親から発せられたものだと思いますか」との調査官の質問に対して次のように答えている。

はい。少なくとも保護者の機嫌を損ねることへの懸念からでしょう。私が例に出した救貧児童の受け入れ拒否は、学校管理者が在校生の保護者の機嫌を損ねることを恐れて行ったものでした。

続く「保護者が一人でも学校の管理委員会のメンバーであったら、救貧児童が学校に行くのを認められるのが難しくなると思いませんか」という質問に対しても「おそらくかなりの影響があると思われるので、そのことを危惧しています」と同意した。

救貧児童の公営基礎学校への進学を可能にしていたのは、教育局が「地区のすべての子どもを対象にした学校」として公営基礎学校を位置づけていたからである。救貧児童を一般の労働者家庭の子どもたちと同じように教育すべきだと考えていた人々にとって、公営基礎学校進学数の増加は歓迎すべきものだっただろう。しかし上述のように現場では救貧児童に対する「根っからの悪者」イメージは根強く、保護者や学校関係者だけではなく、地域の人からも反対されたところもあったし、ホルゲイトの証言によれば、「次に公営基礎学校の学校管理者は救貧児童受け入れに対し強い反対意見を持つようになって」いた。

一方、救貧児童に一般の労働者の子どもと同じような環境で育てることが重要だとする主張は、一つの学校教育システムの中に全ての労働者の子どもたちを受け入れるという方向ではなく、救貧児童にかけているものを補うために「特別のケア」が必要だとする主張へと転換し、彼らを隔離する傾向を促進することになった。こうした流れの中で、1870年代ごろから「家庭的な里子制度の利点と「比較的多人数を学ばせることができる」地区学校の利点を合わせたコテージ・ホームとよばれる教育体制が注目されるようになる。これは、貧民の子どもたちをいくつかの少数グループに分け、共通棟とは別に、別個の家に收容し、それぞれの家で15-40名の子どもがハウス・ペアレントの下で過ごすというものである。この方法は、高額な費用が問題となったが、それよりも「家庭的な雰囲気をもたらす利点のほうが大きいと考えられた。1871年にサリーに年少少女のための最初のコテージ・ホームが建設されたことを皮切りに、1903年までに25のワークハウスが田舎にコテージ・ホームを設置し、子どもたちをそこで養育、教育した。しかしながらそうした施設を公営基礎学校として認定することは、教育局の論理では不可能であった。救貧児童のための教育施設において、教育局の規則に基づいた基礎教育を提供することは、教育行政と救貧行政が明確に区別されていた状況では許されてはいなかった。

結局、救貧児童を共通の学校システムに組み込もうとする一部の教区連合や保護委員の願いは届かず、貧困層の子どもを社会に適応させるためには、特別な教育が必要だという考えの方が前面に押し出され、一般の労働

者の子どもと救貧児童が同じ学校で学ぶという試みは主流とはならなかった。

ホルゲイトの証言だけではなく、実際の学校現場で何が起こっていたのかは今後の課題である。またその後、救貧児童の教育が、どのような文脈で教育局の管轄下におかれていくのか、その際、「特別なケア」という概念はどのように捉えられていくのかについても今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

三時眞貴子「19世紀末イングランドにおける救貧児童の教育－公営基礎学校への進学をめぐる－」『愛知教育大学研究報告』第60輯(教育科学編)、査読無、2011、125-133

[学会発表] (計 1 件)

三時眞貴子 2009年9月21日に名古屋大学で開催された「子どもの福祉と職業教育」研究会で「19世紀末イングランドにおける救貧と職業教育－貧民の子どもはどこで教育を受けたのか－」という題目で発表。

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

<http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/handle/10236/3511> (84-85頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三時 眞貴子 (SANTOKI MAKIKO)

愛知教育大学・教育学部・講師

研究者番号：90335711